

北海道における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針

我が国においては、経済発展に伴う生産及び消費の拡大、生活様式の多様化及び高度化による住宅・社会資本の整備及び更新等に伴い、建設資材廃棄物の排出量が増大している。

建設産業は利用される資源の相当部分を利用している産業であることから、産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）及びその最終処分量に占める建設資材廃棄物の割合も高いものとなっている。

その一方で、廃棄物の処理施設の確保はこれまでも増して困難なものとなってきており、最終処分場がひっ迫しつつあるほか、建設資材廃棄物の不法投棄が全国で多く見られるなど、建設資材廃棄物の処理をめぐる問題が深刻となっている。

国においては、これらの廃棄物から得られる資源を有効に利用していくことについて、その分別解体等及び再資源化等を促進するために、平成12年5月に建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「法」という。）を新たに制定したところである。

このような状況の中、本道においても、道民生活環境の保全と健全な経済発展を長期的に確保するためには、道、市町村、事業者及び道民の一人ひとりがそれぞれの立場に応じた適切な役割分担の下で、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図り、循環型社会システムを構築していくことが重要である。

この指針は、このような認識の下で、建設工事に係る資材の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を推進するため、国が法第3条に基づき定めた「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針」に即して、法第4条第1項の規定に基づき、北海道における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関して必要な事項を定めるものである。

なお、この指針に使用している用語の定義については、法第2条の規定によるものとする。

一 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の基本的方向

1 基本理念

(1) 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の基本的な理念

資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るためには、建設資材の開発、製造から建築物等の設計、建設資材の選択、分別解体等を含む建設工事の施工、建設資材廃棄物の廃棄等に至る各段階において、廃棄物の排出の抑制、建設工事に使用された建設資材の再使用及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進という観点を持った、環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築することが必要である。

このため、建設資材廃棄物という個別の廃棄物に着目して、その再資源化等を促進するために、建設工事の実態、建設業の産業特性及び北海道の特性等を踏まえつつ、関係者の連携のもとに必要な措置を一体的に講ずることとする。

(2) 建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の考え方

建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の考え方としては、循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)における基本的な考え方を原則とし、次に定めによるものとする。

ア 建設資材廃棄物の発生抑制に努めなければならない。

イ 建設資材廃棄物のうち再使用することができるものについては、再使用を行わなければならない。

ウ 建設資材廃棄物のうち、イによる再使用できないものであって、再生利用することができるものについては、再生利用(マテリアル・リサイクル)を行わなければならない。

エ 建設資材廃棄物のうち、イ・ウによる再利用・再生利用が技術的に困難な場合、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱回収(サーマル・リサイクル)を行わなければならない。

オ 上記のいずれの措置も行われぬものについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づいた適正な処理を行わなければならない。

2 関係者の役割

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に当たって、関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加することが必要である。

(1) 建設資材の製造に携わる者

端材の発生が抑制される建設資材の開発及び製造、建設資材として使用される際の材質、品質等の表示、有害物質等を含む素材等分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等が困難となる素材の非使用等により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努める必要がある。

(2) 建築物等の設計に携わる者

端材の発生が抑制され、また、分別解体等の実施が容易となる設計、建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択など設計時における工夫により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が効果的に行われるようにするほか、これらに要する費用の低減に努める必要がある。

なお、建設資材の選択に当たっては、有害物質等を含む建設資材等建設資材廃棄物の再資源化が困難となる建設資材を選択しないよう努める必要がある。

(3) 発注者

対象建設工事の届出、工事請負契約の書面への分別解体等の方法及び解体工事並びに再資源化等に費用等の明記等、「法」に規定された義務を適切に実施しなければならない。

また、建設資材の分別解体及び再資源化に要する費用の適正な負担等の責務を果たすとともに、元請業者に対して、建設資材廃棄物の排出の抑制及び分別解体等並びに建設資材廃棄物の再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努める必要がある。

(4) 元請業者

発注者に対する特定建設資材の分別解体等の計画等について説明、工事請負契約の書面への分別解体等の方法及び解体工事並びに再資源化等に要する費用等の明記、特定建設資材の分別解体及び再資源化の着実な実施、特定建設資材の分別解体及び再資源化が完了したときの発注者への報告等、「法」に規定された義務を適切に実施しなければならない。

また、建設資材廃棄物の発生の抑制及び分別解体等並びに建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関し、中心的な役割を担っていることを認識し、その下請負人に対して、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努める必要がある。

(5) 建設工事を施工する者

建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施等、「法」に規定された義務を適切に実施しなければならない。

また、施工方法の工夫、適切な建設資材の選択、施工技術の開発等により建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努める必要がある。

(6) 建設資材廃棄物の処理を行う者

排出した建設資材廃棄物について自らその処理を行う事業者及び建設資材廃棄物を排出する事業者から委託を受けてその処理を行う者は、建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施しなければならない。

(7) 道

建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を促進するために必要な調査、情報提供及び普及啓発等に努めることとする。

(8) 市町村

国及び道の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

3 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本的方向

(1) 特定建設資材に係る分別解体等の促進についての基本的方向

特定建設資材に係る分別解体等の実施により特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保し、特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するためには、特定建設資材に係る分別解体等が一定の技術基準に従って実施される必要がある。

この技術は、特定建設資材に係る分別解体等の実施の対象となる建築物等により異なる場合があり、建設工事に従事する者の技能、施工技術、建設機械等の現状を踏まえ、建築物等に応じ、適切な施工方法により分別解体等が実施される必要がある。

また、特に施工に当たって大量の建設資材廃棄物を排出することとなる解体工事については、最新の知識及び技術を有する者による施工が必要であるため、解体工事を施工する者の知識及び技術力の向上を図るほか、このような技術を有する者に関する情報の提供、適切な施工の監視、監督等を行う必要がある。

(2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進についての基本的方向

建設資材廃棄物に係る現状及び課題を踏まえると、その再資源化等の促進を図ることが重要であることから、対象建設工事のみならず対象建設工事以外の建設工事に伴って生じた特定建設資材廃棄物についても、再生資源として利用すること等を促進する必要があり、工事現場の状況等を勘案して、できる限り工事現場において特定建設資材に係る分別解体等を実施し、これに伴って排出された特定建設資材廃棄物について再資源化等を実施することが望ましい。

また、分別解体等が困難であるため混合された状態で排出された建設資材廃棄物についても、できる限り特定建設資材廃棄物を選別できる処理施設に搬出し、再資源化等を促進することが望ましい。

なお、これらの措置が円滑に行われるようにするためには、技術開発、関係者間の連携、必要な施設の整備等を推進することにより、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を低減することが重要である。

4 北海道における基本的方向

(1) 北海道における建設資材廃棄物を取り巻く状況

ア 地域の特性

(7) 事業所数・従業者数

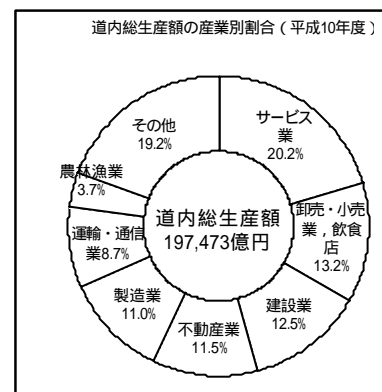
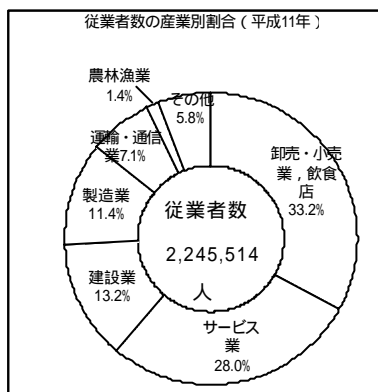
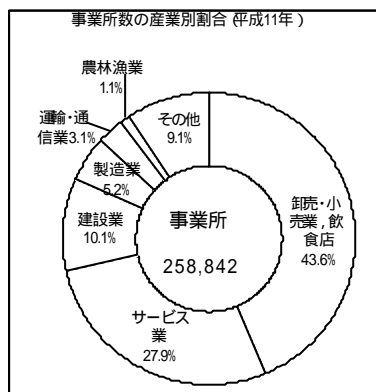
事業所数の産業別割合は、卸売・小売業，飲食店が43.6%と最も多く、ついでサービス業27.9%であり、建設業は10.1%となっている。

従業者数の産業別割合も事業所数と同様な傾向であり、卸売・小売業，飲食店、サービス業、建設業の3業種で全体の74.4%を占める。

(1) 総生産

道内総生産は平成10年度19兆7,473億円で、対前年度比は0.7%減となった。

道内総生産の割合をみると、サービス業が総生産全体の20.2%を占めているが、建設業も12.5%と産業別では第3位となっている。



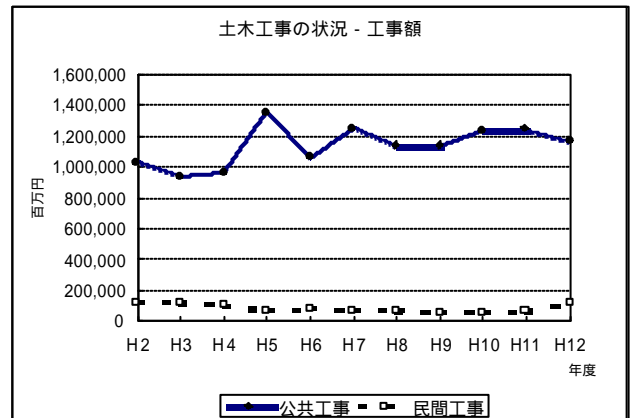
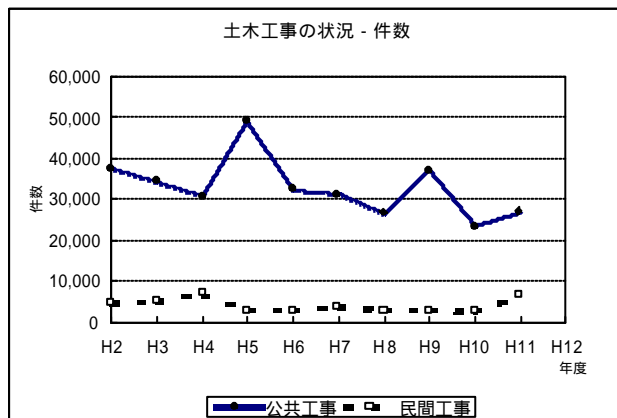
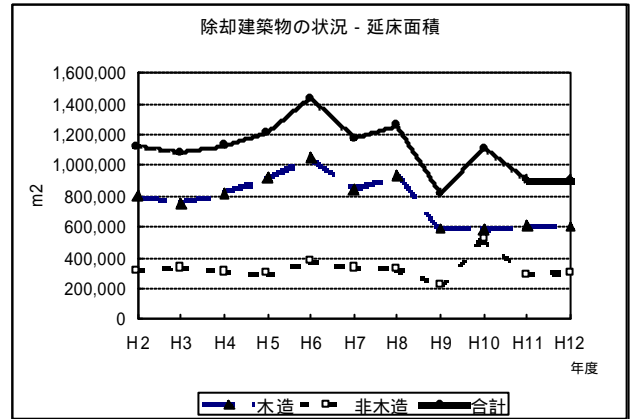
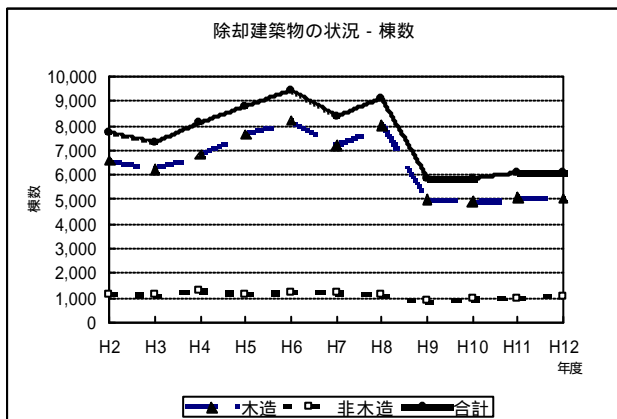
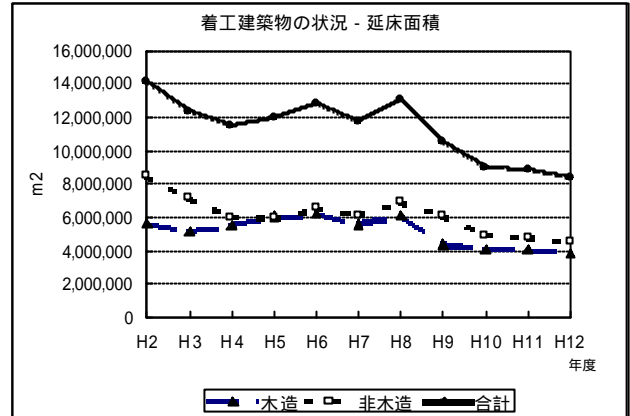
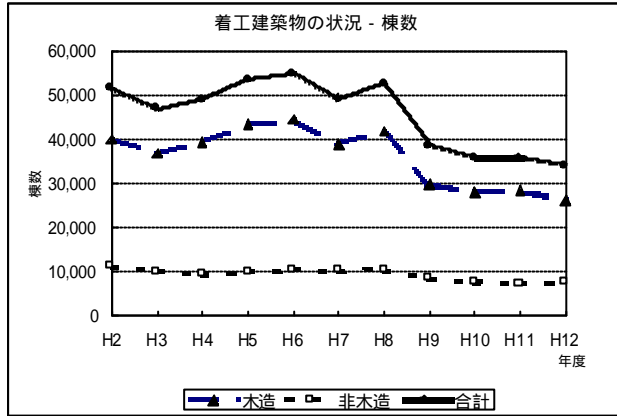
注：四捨五入の関係で構成比の合計が100%にならない場合がある。

資料出典：総務庁統計局「事業所・企業統計調査報告(平成11年)」、北海道統計年鑑

イ 建設工事の実施状況

建築物の新築及び解体（除却）工事は、平成7年度以降、経済の低迷等を反映して、大幅な減少傾向にある。

土木工事では減少傾向は見られないが、今後、経済の低迷や政府建設投資の抑制等を反映して、減少傾向となることが予測される。



資料出典 着工建築物及び除却建築物：建築統計年報」（国土交通省）
 土木工事：公共工事着工統計、民間土木工事着工統計」（国土交通省）。なお、両調査は、平成12年度より「建設工事受注動態統計調査」に統合・変更になった。したがって、土木工事について、H12は過年度とデータの連続性がない。また、「建設工事受注動態統計調査」では、工事件数を調査していない。

ウ 特定建設資材廃棄物の発生実態

特定建設資材廃棄物であるコンクリート塊（コンクリート及び鉄から成る資材が廃棄物となったものを含む）、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の排出量は次のとおりである。特定建設資材の排出量は、平成7年度に比較してコンクリート塊、建設発生木材は増加しているが、アスファルト・コンクリート塊はほぼ横這いとなっている。

特定建設資材廃棄物の再資源化率は、平成7年度に比較してコンクリート塊は93%、アスファルト・コンクリート塊は99%と大幅に向上している。

建設発生木材の再資源化等率は、平成12年度で80%となっている。

北海道における特定建設資材廃棄物の搬出量等

	平成7年度			平成12年度		
	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	建設発生木材	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	建設発生木材
搬出量(千トン)	1,809	1,960	241	1,921	1,954	365
道全体再資源化率(%)	51	91	20 (17)	93	99	80 (63)

注：「平成12年度建設副産物実態調査」（国土交通省）による。

建設発生木材の再資源化率は、焼却施設での縮減を含む再利用・減量化率
ただし、()内は焼却施設を除く資源化施設での再利用・減量化率

エ 再資源化施設・最終処分場の立地・稼働状況

(ア) 再資源化施設（平成13年8月現在）

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の受入施設、建設発生木材のチップ化プラント及び焼却施設の立地状況は次のとおりである。

特定建設資材廃棄物の再資源化施設の立地状況

(平成13年8月時点)

		As塊 Co塊				建設発生木材		
		As塊のみ	Co塊のみ	As塊及びCo塊受入	計	破碎	焼却	計
1 2 年度	設置数	93	93	148	334	129	76	205
	処理能力(日) トン	37,219	50,246	84,856	172,320	25,751	802	26,553
	年間処理能力 千トン ×200	7,444	10,049	16,971	34,464	5,150	160	5,311

注1: 建設発生木材の施設は、その受け入れ条件によらず破碎もしくは焼却許可を有している施設の総数。

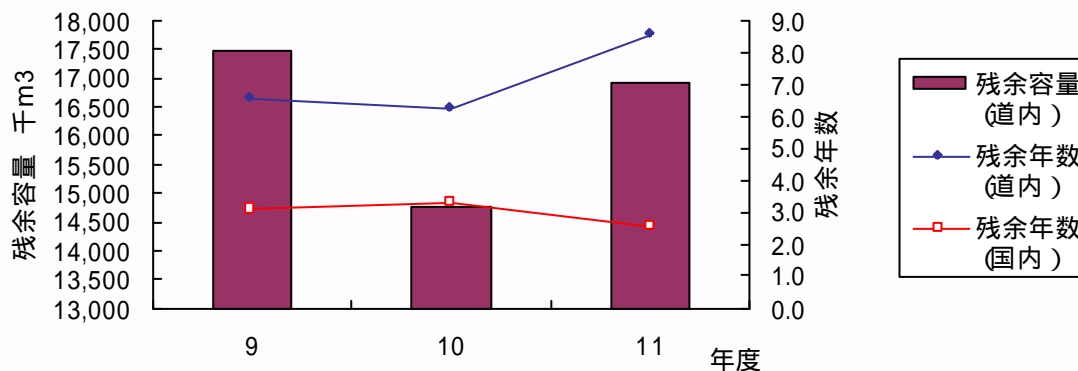
注2: 建設発生木材の施設数は、1施設で破碎設備と焼却設備を保有している場合には、それぞれの区分で1施設としている。したがって、205施設は実際の事業所数とは異なる。

注3: 処理能力は、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(イ) 最終処分場の残余状況（平成11年度末現在）

最終処分場の残余容量は減少しているものの、産業廃棄物のリサイクル率等の向上により、道内の最終処分場の残余年数は伸びている。

最終処分場の残余容量と残余年数



(2) 北海道における特定建設資材に係る分別解体等の促進についての方向

(法第九条第4項による都道府県が条例で定めることができる建設工事の規模に関する基準)

北海道における対象建設工事の規模に関する基準は、政令第2条で定める規模とする。

ア 建築物に係る解体工事：当該建築物の床面積の合計が80m²以上

イ 建築物に係る新築又は増築工事：当該建築物の床面積の合計が500m²以上

ウ 建築物に係る新築、増築、解体以外の工事：当該工事に係る請負代金相当額が1億円以上

エ 建築物以外の工作物に係る解体工事又は新築工事等：当該工事に係る請負代金相当額が500万円以上

なお、知事は道の区域において、特定建設資材廃棄物の再資源化施設及び最終処理場の処分量の見込みその他の事情から判断して、政令第2条で定める規模の基準によっては当該区域において生じる特定建設資材廃棄物をその再資源化等により減量することが十分でないと認められるときは、法第9条第4項に基づく条例により、政令第2条の基準に代えて適用すべき建設工事の規模に関する基準を定める。

(3) 北海道における指定建設資材廃棄物の再資源化等の促進についての方向

(法第十七条による都道府県が条例で定めることができる距離に関する基準)

北海道における指定建設資材廃棄物及び再資源化をしなければならない距離の基準については、指定建設資材廃棄物は、政令第5条に定められた建設発生木材を対象とし、再資源化をしなければならない距離の基準は、主務省令に基づき50キロメートルとする。

なお、法第16条に基づき、指定建設資材廃棄物については、主務省令で定める距離に関する基準の範囲内に再資源化施設が存在しない場合その他の地理的条件、交通事情その他の事情により再資源化することには相当程度に経済性の面での制約があるとして主務省令で定められていることにより、こうした場合には、再資源化に代えて縮減すれば足りるものとする。

また、知事は道の区域において、指定建設資材廃棄物の発生量の見込み及び最終処理場における処理量の見込みその他の事情を考慮して、指定建設資材廃棄物の再資源化による減量を図るため必要と認めるときは、法第17条に基づく条例により、主務省令第3条の距離に関する基準に代えて適用すべき距離に関する基準を定める。

二 建設資材廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

1 建設資材廃棄物の排出の抑制の必要性

建設資材廃棄物は、産業廃棄物に占める割合が高い一方で、減量することが困難なものが多い。

このため、限られた資源を有効に活用する観点から、最終処分量を減らすとともに、排出を抑制することが特に重要である。

2 関係者の役割

建設資材廃棄物の排出の抑制に当たっては、建築物等に係る建設工事の計画・設計段階からの取組を行うとともに、関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加することが必要である。

(1) 建築物等の所有者

自ら所有する建築物等について適切な維持管理及び修繕を行い、建築物等の長期的使用に努める必要がある。

(2) 建設資材の製造に携わる者

工場等における建設資材のプレカット等の実施、その耐久性の向上並びに修繕が可能なものについてはその修繕の実施及びそのための体制の整備に努める必要がある。

(3) 建築物等の設計に携わる者

当該建築物等に係る建設工事を発注しようとする者の建築物等の用途、構造等に関する要求に対応しつつ、構造躯体等の耐久性の向上及び維持管理や修繕を容易にするなど、その長期的使用に資する設計に努めるとともに、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努める必要がある。

(4) 発注者

建築物等の用途、構造その他の建築物等に要求される性能に応じ、技術的及び経済的に可能な範囲で、建築物等の長期的使用に配慮した発注に努めるほか、建設工事に使用された建設資材の再使用に配慮するよう努める必要がある。

(5) 建設工事を施工する者

端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努めるほか、端材の発生の抑制に再使用できる物を再使用できる状態にする施工方法の採用及び耐久性の高い建築物等の建築等に努める必要がある。特に、使用済コンクリート型枠の再使用に努めるほか、建築物等の長期的使用に資する施工技術の開発及び維持修繕体制の整備に努める必要がある。

(6) 道

自ら建設工事の発注者となる場合においては、建設資材廃棄物の排出の抑制に率先して取り組むこととする。

(7) 市町村

国及び道の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

三 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定その他特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する事項

1 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定に関する事項

再資源化施設の立地状況を踏まえて、すべての関係者が再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量をできるだけ速やかに、かつ、着実に実施することが重要であることから、今後10年を目途に特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に重点的に取り組むこととし、平成22年度における再資源化等率（工事現場から排出された特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの重量の百分率をいう。）は、次表のとおりとする。

特定建設資材廃棄物	平成22年度の再資源化等率
コンクリート塊 （コンクリートが廃棄物となったもの並びにコンクリート及び鉄から成る建設資材に含まれるコンクリートが廃棄物となったものをいう。以下同じ。）	95パーセント
建設発生木材 （木材が廃棄物となったものをいう。以下同じ。）	
アスファルト・コンクリート塊 （アスファルト・コンクリートが廃棄物となったものをいう。以下同じ。）	

特に、道の事業においては、再資源化等を先導する観点から、コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊について、平成17年度までに最終処分する量をゼロにすることを目指すこととする。

なお、特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標については、建設資材廃棄物に関する調査の結果、再資源化等に関する目標の達成状況及び社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを行うものとする。

2 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する事項

(1) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する基本的事項

特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標を達成するためには、必要な再資源化施設の確保、再資源化を促進するために必要となるコスト削減等に資する技術開発及び再資源化により得られた物の利用の促進が必要となる。

道は、地域ごとに特定建設資材廃棄物の再資源化施設の実態を把握するとともに、国の、税制上の優遇措置、政府系金融機関の融資等を積極的に活用するよう、その制度の普及に努めなど、再資源化施設の整備を促進するために必要な施策を行うほか、国とともに産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成4年法律第62号）に基づく施策を推進する。

(2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための具体的方策等

ア コンクリート塊

コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生クラッシャーラン、再生コンクリート砂、再生粒度調整砕石等（以下「再生骨材等」という。）として、道路、港湾、空港、駐車場及び建築物等の敷地内の舗装（以下「道路等の舗装」という。）の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材、コンクリート用骨材等に利用することを促進する。

また、コンクリート塊の再資源化施設については、新たな施設整備と併せて既存施設の効率的な稼働を推進するための措置を講ずるよう努める必要がある。

イ 建設発生木材（防腐・防蟻のため木材にCCA（クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐）を注入した部分は除く。）

建設発生木材については、チップ化し、木質ボード、堆肥、敷料等の原材料として利用することを促進する。

これらの利用が技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には燃料として利用することを促進する。

また、再資源化に関する技術開発等の動向を踏まえつつ、建設発生木材については、建設発生木材の再資源化施設等の必要な施設の整備について必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

ウ アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生加熱アスファルト安定処理混合物及び表層基層用再生加熱アスファルト混合物（以下「再生加熱アスファルト混合物」という。）として、道路等の舗装の上層路盤材、基層用材料又は表層用材料に利用することを促進する。また、再生骨材等として、道路等の舗装の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材等に利用することを促進する。

また、アスファルト・コンクリート塊に係る再資源化施設については、新たな施設整備と併せて既存施設の効率的な稼働を推進するための措置を講ずるよう努める必要がある。

エ その他

特定建設資材以外の建設資材についても、それが廃棄物となった場合に再資源化等が可能なものについてはできる限り分別解体等を実施し、その再資源化等を実施することが望ましい。

また、その再資源化等についての経済性の面における制約が小さくなるよう、分別解体等の実施、技術開発の推進、収集運搬方法の検討、効率的な収集運搬の実施、必要な施設の整備等について関係者による積極的な取組が行われることが必要である。

(ア) 廃プラスチック

プラスチック製品は、建設工事に使用される量が多いことから、建築物の解体の急増に伴い、廃プラスチック（プラスチック製品が廃棄物となったものをいう。以下同じ。）の発生が急増すると予想されており、廃プラスチックの再資源化を促進する必要がある。

このため、廃プラスチックの再資源化について、経済性の面における制約が小さくなるよう、関係者による積極的な取組が行われることが重要である。

特に、廃プラスチックに係る再資源化施設等が工事現場の近傍にあり、当該施設等に運搬する費用が過大とならないなど、その再資源化が経済性の面において制約が著しくないと認められる場合は、できる限り他の建設資材廃棄物と分別し、当該施設等に搬出するよう努める必要がある。

このうち、建設資材として使用されている塩化ビニル管・継手等については、これらの製造に携わる者によるリサイクルの取組が行われ始めているため、関係者はできる限りこの取組に協力するよう努める必要がある。

(イ) 廃石膏ボード

石膏ボードは、高度成長期以降建築物の内装材として広く利用されており、建築物の解体の急増に伴い、廃石膏ボード（石膏ボードが廃棄物となったものをいう。以下同じ。）の発生が急増すると予想されることから、ひっ迫が特に著しい管理型最終処分場の状況を勘案すると、その再資源化を促進する必要がある。

このため、廃石膏ボードの再資源化について、経済性の面における制約が小さくなるよう、関係者による積極的な取組が行われることが重要である。

また、石膏ボードの製造に携わる者により新築工事の工事現場から排出される廃石膏ボードの収集、運搬及び再利用に向けた取組が行われているため、関係者はできる限りこの取組に協力するよう努める必要がある。

また、再資源化等が困難な建設資材廃棄物を最終処分する場合は、安定型処分品目については管理型処分品目が混入しないように分別した上で安定型最終処分場で処分し、管理型最終処分場で処分する量を減らすよう努める必要がある。

四 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策に関する事項

1 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用についての考え方

特定建設資材廃棄物の再資源化を促進するためには、その再資源化により得られた物を積極的に利用していくことが不可欠であることから、関係者の連携の下で、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物に係る需要の創出及び拡大に積極的に取り組む必要がある。

また、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用に当たっては、必要な品質が確保されていること並びに環境に対する安全性及び自然環境の保全に配慮することが重要である。

2 関係者の役割

(1) 建設資材の製造に携わる者

建設資材廃棄物の再資源化により得られた物をできる限り多く含む建設資材の開発及び製造に努める必要がある。

(2) 建築物等の設計に携わる者

建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材（以下「再生建設資材」という。）をできる限り利用した設計に努める必要がある。

また、再生建設資材の利用について、発注しようとする者の理解を得るよう努める必要がある。

(3) 発注者

建設工事の発注に当たり、再生建設資材をできる限り選択するよう努める必要がある。

(4) 建設工事を施工する者

再生建設資材をできる限り利用するよう努める必要がある。

また、これを利用することについての発注者の理解を得るよう努める必要がある。

(5) 建設資材廃棄物の処理を行う者

建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の品質の安定及び安全性の確保に努める必要がある。

(6) 道

建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のために必要となる調査、情報提供及び普及啓発に努めるほか、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用するよう努めることとする。

(7) 市町村

国及び道の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

3 再資源化により得られた物の公共事業での優先利用

道の事業においては、国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という。）の趣旨を踏まえ、民間の具体的な取組の先導的役割を担うことが重要であることから、平成13年8月に策定した、「北海道グリーン購入基本方針」に基づき、道として自らの事務・事業から生じる環境への負荷の低減を図るとともに、環境負荷の低減に資する物品等の調達を率先して実行することとし、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用するものとする。

なお、市町村の事業においても、国及び道の事業における特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策に準じた取組を行う必要がある。

五 環境の保全に資するものとしての特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及に係る事項

特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進は、特定建設資材廃棄物の排出の抑制、再資源化により得られた熱の利用の促進等と相まって、資源エネルギー投入量の削減、廃棄物の減量、環境に影響を及ぼすおそれのある物質の環境への排出の抑制等を通じて、環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築していくという意義を有する。

このような意義を有する特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の推進のためには、広く道民の協力が必要であることから、道及び市町村は、環境の保全に資するものとしてのこれらの意義に関する知識について、広く道民への普及及び啓発を図ることとする。

具体的には、環境教育、環境学習、広報活動等を通じて、これらが環境の保全に資することについての道民の理解を深めるとともに、環境の保全に留意しつつ、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等が行われるよう関係者の協力を求めることとする。

特に、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務を負う者が当該義務を確実に履行することが重要であることから、その知識をこれらの者に対して普及させるため、関係機関及び関係団体と連携して、必要に応じて講習会などを実施するものとする。

また、発注者が再資源化により得られた物をできる限り利用することが重要であることから、必要に応じて講習会などを実施するものとする。

六 その他特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する重要事項

1 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を建設工事の請負代金の額に適切に反映させるための事項

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施するためには、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用が、発注者及び受注者間で適正に負担されることが必要である。

このため、発注者は、自らに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担に関する責務があることを明確に認識し、当該費用を適正に負担する必要がある。

また、受注者は自らが分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行うことができる費用を請負代金の額として受け取ることができるよう、分別解体等の実施を含む建設工事の内容を発注者に十分に説明する必要がある。

加えて、道及び市町村は、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を建設工事の請負代金の額に反映させることが分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に直結する重要事項であることを道民に対し積極的に周知し、当該費用の適正な負担の実現に向けてその理解と協力を得るよう努めることとする。

また、対象建設工事の受注者間においても、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用が適正に負担されることが必要である。

2 各種情報の提供等に関する事項

道は、対象建設工事受注者が特定建設資材廃棄物の再資源化等を行うに当たって必要となる施設の稼働情報、対象建設工事の発注者等が当該工事の注文を行うに当たって必要となる解体工事業を営む者の企業情報等の提供が十分なされるように努めるものとする。

3 分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程における有害物質等の発生の抑制等に関する事項

建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃棄物処理法、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令を遵守し、有害物質等の発生の抑制及び周辺環境への影響の防止を図らなければならない。

また、建設資材廃棄物の処理等の過程において、フロン類、アスベスト等の取り扱いには十分注意し、可能な限り大気中への拡散又は飛散を防止する措置をとるよう努める必要がある。

(1) フロン類

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収、破壊法）（平成13年法律第64号）に規定する第1種特定製品に該当する業務用エアコンディショナー及び業務用冷凍冷蔵機器等を廃棄する者は、北海道知事登録の回収業者に回収させなければならない。

このため、特定建設資材に係る分別解体等において、業務用の冷凍冷蔵機器等がある場合には、第1種フロン類回収業者へ連絡し、事前に回収することにより、第1種特定製品中のフロン類の大気中への拡散を防止する必要がある。

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に規定する特定家庭用機器に該当するユニット型エアコンディショナー及び電気冷蔵庫の中に含まれるものについては、特定家庭用機器再商品化法又は廃棄物処理法に従って処理されなければならない。

このためには、建築物等に係る解体工事等の施工に先立ち、所有者は、これらを建築物等の内部に残置しないようにする必要がある、過去にこれらを購入した小売業者に引取りを求めることが適当である。

(2) アスベスト

粉砕することによりアスベスト粉じんが飛散するおそれがあるため、解体工事の施工及びアスベストの処理においては、粉じん飛散を起こさないような措置を講ずる必要がある。

(3) C C A 処理木材

防腐・防蟻のため木材にC C A（クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐剤をいう。以下同じ。）を注入した部分（以下「C C A 処理木材」という。）については、不適正な焼却を行った場合にヒ素を含む有毒ガスが発生するほか、焼却灰に有害物である六価クロム及びヒ素が含まれることとなる。

このため、C C A 処理木材については、それ以外の部分と分離・分別し、それが困難な場合には、C C A が注入されている可能性がある部分を含めてこれをすべてC C A 処理木材として適正に焼却又は埋立を行う必要がある。

(4) P C B を含有する電気機器等

これらを建築物等の内部に残置しないようにするため、建築物等の解体に先立ち、これらは撤去され、廃棄物処理法及びP C B 特別措置法に従って適切に措置されなければならない。

【参考資料】

1 北海道における、分別解体等の対象建設工事の規模に関する基準の検討

法第9条第4項より政令第2条で定められた対象建設工事の規模に関する基準は、下記の通りである。

- ア 建築物に係る解体工事：当該建築物の床面積の合計が80m²
- イ 建築物に係る新築又は増築工事：当該建築物の床面積の合計が500m²
- ウ 建築物に係る新築、増築、解体以外の工事：当該工事に係る請負代金相当額が1億円
- エ 建築物以外の工作物に係る解体工事又は新築工事等：当該工事に係る請負代金相当額が500万円

法第9条第4項において、知事は道の区域における特定建設資材廃棄物の再資源化施設及び最終処理場の処分量の見込みその他の事情から判断して、政令第2条で定める規模の基準によっては当該区域において生じる特定建設資材廃棄物をその再資源化等により減量することが十分でないとき認めるときは条例により、政令第2条の基準に代えて適用すべき建設工事の規模に関する基準を定めることができることから、国の規模基準の設定の考え方などをもとに、道における規模基準を検討した。

ア 建築物解体工事（表 - 1）

国においては、発注者に過度の負担をかけず、効率よく分別解体・再資源化を進めるための建築解体工事の規模を80m²とすることにより、延床面積（全国平均）の91.3%を捕捉することができ、80m²未満での発注者の理解も期待しつつ、その再資源化率の目標を95%としている。

道における建築物解体工事の延床面積80m²の規模での捕捉率は93.8%と、全国平均を上回っていることから、道においても延床面積80m²とする。

イ 建築物新築又は増築工事（表 - 2）

国においては、建築物新築又は増築工事の規模について、延床面積80m²の解体工事と同等の廃棄物を発生させる延床面積500m²の工事規模としている。

道においても国と同様に、建築物新築又は増築工事の規模は延床面積500m²とする。

ウ 建築物に係る新築、増築、解体以外の工事（修繕・模様替（リフォーム等））

国においては、建築物に係る新築、増築、解体以外の工事の規模について、延床面積80m²の解体工事と同等の廃棄物を発生させる請負代金相当額が1億円の工事規模としている。

道においても国と同様に、建築物に係る新築、増築、解体以外の工事の規模は請負代金相当額1億円とする。

エ 建築物以外の工作物に係る解体工事又は新築工事等（表 - 3）

国においては、建築物以外の工作物に係る解体工事又は新築工事等はその多くが公共工事であり、建設リサイクルの推進に際して公共事業が先導的役割を果たすべきであり、民間工事を中心となる建築解体工事における捕捉率 91.3% を上回る捕捉率を設定する必要がある。

このことから、特定建設資材廃棄物の搬出量（全国平均）の 96.5% 以上を捕捉する請負代金相当額が 500 万円としている。

道における請負代金相当額が 500 万円の規模での捕捉率は 98.1% と、全国平均を上回っていることから、道においても請負代金相当額 500 万円とする。

（表 - 1）

建築物解体工事の延床面積規模別捕捉率の推定結果（昭和 39 年から平成 10 年までの着工建築物の平成 10 年時点での残存（ストック）状況）

延床面積規模			合計	30m2以上	70m2以上	80m2以上	90m2以上	100m2以上	150m2以上
全国	棟数	木造	25,157,737	22,939,652	17,630,583	15,582,721	13,275,510	10,971,981	3,710,267
		非木造	11,578,368	10,333,135	8,730,745	8,205,968	7,686,707	7,167,432	4,666,628
		計	36,736,105	33,272,787	26,361,328	23,788,689	20,962,217	18,139,413	8,376,895
	延床面積 m2	木造	2,593,078,082	2,548,032,292	2,277,880,390	2,125,118,266	1,929,931,291	1,711,847,090	829,405,836
		非木造	4,430,709,335	4,406,008,882	4,325,931,510	4,286,814,582	4,242,959,980	4,193,784,452	3,885,523,860
		計	7,023,787,417	6,954,041,174	6,603,811,900	6,411,932,848	6,172,891,271	5,905,631,542	4,714,929,696
北海道	棟数	木造	1,373,234	1,254,890	1,108,025	1,007,412	871,964	732,907	261,790
		非木造	337,447	286,377	248,788	236,866	226,361	217,318	163,394
		計	1,710,681	1,541,267	1,356,813	1,244,278	1,098,325	950,225	425,184
	延床面積 m2	木造	165,261,580	162,869,054	155,374,578	147,846,620	136,379,616	123,212,598	66,015,010
		非木造	177,382,313	176,370,777	174,532,805	173,645,427	172,758,024	171,902,821	165,327,379
		計	342,643,893	339,239,831	329,907,383	321,492,047	309,137,640	295,115,419	231,342,389
全国 %	棟数	木造	100.0%	91.2%	70.1%	61.9%	52.8%	43.6%	14.7%
		非木造	100.0%	89.2%	75.4%	70.9%	66.4%	61.9%	40.3%
		計	100.0%	90.6%	71.8%	64.8%	57.1%	49.4%	22.8%
	延床面積	木造	100.0%	98.3%	87.8%	82.0%	74.4%	66.0%	32.0%
		非木造	100.0%	99.4%	97.6%	96.8%	95.8%	94.7%	87.7%
		計	100.0%	99.0%	94.0%	91.3%	87.9%	84.1%	67.1%
北海道 %	棟数	木造	100.0%	91.4%	80.7%	73.4%	63.5%	53.4%	19.1%
		非木造	100.0%	84.9%	73.7%	70.2%	67.1%	64.4%	48.4%
		計	100.0%	90.1%	79.3%	72.7%	64.2%	55.5%	24.9%
	延床面積	木造	100.0%	98.6%	94.0%	89.5%	82.5%	74.6%	39.9%
		非木造	100.0%	99.4%	98.4%	97.9%	97.4%	96.9%	93.2%
		計	100.0%	99.0%	96.3%	93.8%	90.2%	86.1%	67.5%

注：最大の廃棄確率を着工後、木造建築物は 3 1 年、非木造建築物は 3 4 年とする正規分布の廃棄確率関数を仮定し、昭和 39 年から平成 10 年までの着工建築物データに基づき平成 10 年末での残存建築物の状況を推定したもの。

(表 - 2)

建築物新築工事 延床面積規模別 着工状況 (平成10年度)

延床面積規模			合計	500m2以上	700m2以上	1000m2以上
全国	棟数	木造	569,759	1,368	630	237
		非木造	270,168	37,241	28,438	20,536
		計	839,927	38,609	29,068	20,773
	延床面積 m2	木造	70,008,449	1,123,189	691,166	360,582
		非木造	123,344,051	87,435,377	82,203,911	75,555,152
		計	193,352,500	88,558,566	82,895,077	75,915,734
北海道	棟数	木造	28,031	216	62	19
		非木造	7,659	1,897	1,477	1,040
		計	35,690	2,113	1,539	1,059
	延床面積 m2	木造	4,060,783	153,987	63,511	27,638
		非木造	4,922,510	4,035,097	3,783,563	3,417,088
		計	8,983,293	4,189,084	3,847,074	3,444,726
全国 %	棟数	木造	100.0%	0.2%	0.1%	0.0%
		非木造	100.0%	13.8%	10.5%	7.6%
		計	100.0%	4.6%	3.5%	2.5%
	延床面積	木造	100.0%	1.6%	1.0%	0.5%
		非木造	100.0%	70.9%	66.6%	61.3%
		計	100.0%	45.8%	42.9%	39.3%
北海道 %	棟数	木造	100.0%	0.8%	0.2%	0.1%
		非木造	100.0%	24.8%	19.3%	13.6%
		計	100.0%	5.9%	4.3%	3.0%
	延床面積	木造	100.0%	3.8%	1.6%	0.7%
		非木造	100.0%	82.0%	76.9%	69.4%
		計	100.0%	46.6%	42.8%	38.3%

注：「建築着工統計」データの集計結果による。

(表 - 3)

土木工事の工事金額別 排出量、工事件数 (平成7年度)

工事金額		100万円 以上	500万円 以上	1千万円 以上	15百万円 以上	2千万円 以上	25百万円 以上	5千万円 以上	1億円以上
全国	3品目排出	23,218,565	22,394,572	20,909,702	19,349,486	17,911,669	16,580,076	11,803,175	7,327,158
	工事件数	389,059	263,938	189,848	150,412	122,571	102,340	46,180	17,424
北海道	3品目排出	1,524,759	1,495,455	1,440,793	1,365,400	1,278,642	1,201,981	922,582	648,173
	工事件数	22,947	17,446	13,722	11,344	9,477	8,071	4,047	1,821
全国 %	3品目排出	100.0%	96.5%	90.1%	83.3%	77.1%	71.4%	50.8%	31.6%
	工事件数	100.0%	67.8%	48.8%	38.7%	31.5%	26.3%	11.9%	4.5%
北海道 %	3品目排出	100.0%	98.1%	94.5%	89.5%	83.9%	78.8%	60.5%	42.5%
	工事件数	100.0%	76.0%	59.8%	49.4%	41.3%	35.2%	17.6%	7.9%

注：「H7センサス」建設省 総量調査データ (工事額100万円以上の工事を対象とする全数調査)による。

公共土木工事と民間土木工事の合計値。



2 北海道における、指定建設資材廃棄物の再資源化等の距離に関する基準の検討

主務省令第3条より定められた再資源化をしなければならない距離の基準は、50キロメートルである。

法第17条において、知事は道の区域における指定建設資材廃棄物の発生量の見込み及び最終処理場における処理量の見込みその他の事情を考慮して、指定建設資材廃棄物の再資源化による減量を図るため必要と認めるときは条例により、主務省令第3条の基準に代えて適用すべき距離に関する基準を定めることができることから、国の距離基準の設定の考え方などをもとに、道における距離基準を検討した。

北海道においては、指定建設資材廃棄物の再資源化施設から50キロメートル圏では、一部カバーのできない地域もあるが、今後の再資源化施設の新設の可能性もあることから、道においても指定建設資材廃棄物の再資源化の距離基準については50キロメートルとする。